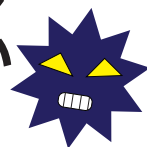


インフルエンザなど 感染症にご注意ください



例年、冬の寒さの厳しい時期に、インフルエンザや感染性胃腸炎などが猛威をふるいます。人混みでのマスク着用やこまめな手洗い、せきエチケットなど感染予防に心掛けましょう。

▼インフルエンザ

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスによる感染症で、突然の発熱で発症し、せき、のどの痛み、頭痛などの症状を伴います。

十分な睡眠や栄養を取るとともに、できるだけ人混みを避け、外出時のマスクの着用やせきエチケット、帰宅時の手洗い、うがいなどの感染予防対策をお願いします。

なお、インフルエンザ発症が疑われる人は、早めに保険医療機関で受診し、治療を受けてください。

▼感染性胃腸炎

感染性胃腸炎とは、サルモネラ、病原性大腸菌などの細菌やノロウイルス、ロタウイルスなどのウイルス、寄生虫などが原因となる感染症です。



原因となる病原体によって症状は異なりますが、発熱、下痢、腹痛、おう吐などが主症状です。

汚染されたものに触った場合や食品などを介して感染することが多く、感染の予防には、手洗いや食物の十分な加熱が重要です。

インフルエンザと同様、感染が疑われたときは、早めに保険医療機関で受診し、治療を受けてください。

また、施設内の集団発生や食中毒が疑われる場合は、桐生保健福祉事務所（☎534131）へご相談ください。

高齢者介護サポーター 研修会を開催します

高齢者介護サポーターは、特別養護老人ホームまたはグループホームでの支援活動を通して、生きがいを感じ元気に暮らしていただくことを目的にしています。

活動時間に応じてポイントが付与され、翌年度ポイントに応じた交付金が支給されます。

この活動をはじめる前の研修会を開催します。

期日

2月14日（水）

時間

午後1時30分～3時（終了後、登録の手続きに30分ほどかかります。）

場所

総合福祉センター（新宿三丁目）

対象

市内に居住する65歳以上の人（介護保険第1号被保険者）※60歳以上65歳未満の人でも活動できますが、交付金を申請することはできません。

申し込み

2月13日（火）までに、直接または電話で桐生市社会福祉協議会（☎46-4165）へ。

健康づくり課専用封筒に掲載する 有料広告を募集します

新わたらせ健診、インフルエンザ、各種検診受診券など健康づくり課成人検診業務に係る専用封筒に掲載する有料広告を募集します。

掲載規格

1 枠縦4センチメートル×横9センチメートル、黒1色で封筒裏面に掲載
掲載枠数・掲載料

2 枠・1 枠17万7200円
封筒の規格・作成枚数

窓あき長形3号（120ミリメートル×235ミリメートル）・9万4000枚
使用期間

5月から在庫がなくなるまでのおおむね1年間

応募条件

納付すべき市税などを滞納していないこと
申し込み

2月8日（木）から28日（水）までに、申込用紙に必

要事項を記入し、直接、保健福祉会館（末広町）内の健康づくり課へ。

広告掲載基準、掲載の順位などは、桐生市公用封筒広告掲載要綱をご覧ください。

申込用紙と桐生市公用封筒広告掲載要綱は、同課のほか、市ホームページにあります。

問い合わせは、健康づくり課成人保健係（☎471152）へ。

平成30年春季全国火災予防運動

平成30年春季全国火災予防運動が3月1日（木）から7日（水）までの7日間全国一斉に実施されます。

平成29年度の全国統一防火標語は「火の用心 ことばを形に 習慣に」です。

▼事業所の査察を行います

期間中、消防本部では、不特定多数の人が出入する事業所の査察や火災予防の広報を実施します。

▼消防団などによる呼び掛け

消防団や婦人消防隊では、担当地区内の家庭を訪問して火災予防を呼びかけます。

▼啓発イベントを実施します

大型ショッピングセンターにおいて、火災予防の広報を開催します。

▼サイレンを鳴らします

黒保根町では、期間中、午前7時と午後7時に、火災予防のためにサイレンを鳴らします。火災と間違えないようにしてください。

問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎471703）へ。

■災害情報テレホンサービス

消防本部では、火災などの災害が発生した際、災害

情報テレホンサービス（自動音声 ☎0180・99・2233）で出火場所などの情報提供を行っていますので、ご利用ください。

問い合わせは、消防本部通信指令課（☎471700）へ。



啓発イベントの様子

消防法令違反対象物

公表制度が始まります

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災など

を踏まえ、建物の利用者自らがその建物の防火危険性に関する情報を入手し、安心して利用することができるように、4月1日から、重大な消防法令違反の建物を市ホームページで公表します。

ジで公表します。

●公表の対象となる建物

桐生市消防本部管内の商店、飲食店、物品販売店などの不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが困難な人が利用する建物です。

●公表の対象となる違反

消防法令で設置が義務付けられている、屋内消火栓設備や、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない建物が対象となります。

●公表の内容

建物の名称、所在地、違反の内容などを公表します。問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎471703）へ。

ジェネリック医薬品をご使用ください

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間終了後に新薬と品質、有効性、安全性が同等であるとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品です。

新薬からジェネリック医薬品に切り替えることで、多くの人は、負担する薬代（自己負担額）を安くすることが出来ます。さらに、医療保険者が負担する薬代も節約できますので、医療費財源の有効活用につながります。

お知らせの通知を送付

桐生市国民健康保険（国保）では、被保険者のうち、ジェネリック医薬品を使うことで一定額以上の薬代が節約できる人に、お知らせの通知を送付しています。

ジェネリック医薬品に関する注意

ジェネリック医薬品に切り替える場合、次の点にご注意ください。
・薬によっては新薬しかない場合があります。

・複数の薬を服用している時は、薬の組み合わせが変わる場合があります。

・保険医療機関内で薬の処方を受けている人がジェネリック医薬品を希望すると、薬局での院外処方になることがあります。この場合、薬代は安くなっても技術料や管理料などが高くなり、かえって支払いが増えてしまうことがあります。

ジェネリック医薬品希望カード

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、掛かり付けの医師や薬剤師によく相談ください。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えを直接、相談し難い場合などは「ジェネリック医薬品希望カード」をご利用ください。希望カードは、市役所1階の医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課のほか、市ホームページにもあります。問い合わせは、医療保険課国保係（☎内線255）へ。